

# 香川県報



第 38 号

平成 17 年

5月17日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	平成十七年香川県告示第二百五十八号（瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請）の一部訂正	（環境管理課）	一
	平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正	（水産課）	二
	道路の区域変更（二件）	（道路保全課）	三
	道路の区域変更及び供用開始	（会 計 課）	四
	道路の供用開始	（会 計 課）	五
公 告	香川県証紙の売りさばき人の変更	（広聴広報課）	六
	落札者等の公示	（県民参画課）	七
	特定非営利活動法人の設立の認証の届出	（経営支援課）	八
	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	（土地改良課）	九
	大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）	（土地改良課）	一〇
	土地改良区の定款変更の認可（二件）	（土地改良課）	一一
	土地改良区の役員の就任の届出（三件）	（土地改良課）	一二
	土地改良区の役員の就任の届出	（土地改良課）	一三
	土地改良区の役員の就任の届出	（土地改良課）	一四
	落札者等の公示（二件）	（会 計 課）	一五
	監査委員告示	（会 計 課）	一六
	地方自治法の規定による包括外部監査の事務の補助者	（会 計 課）	一七

## 告 示

香川県告示第三百十七号  
 平成十七年香川県告示第二百五十八号（瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請）の一部を次のように訂正する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「坂出市常盤町一丁目7番8号」を「坂出市常盤町一丁目7番8号」に改める。

香川県告示第三百十八号

平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式ふく養殖業の表ふく九五〇加入区の項の次に次のように加える。

ふく九五二加入区	区第九一五号漁業権の漁場の区域のうち、点二水を結ぶ線上点水から点二の方向へ八五メートルのところを点aとし（以下同じ）、一七〇メートルのところを点bとし（以下同じ）、点水トを結ぶ線の間点を点cとし（以下同じ）、点cから北方向に点水二を結ぶ線との平行線上八五メートルのところを点d、一七〇メートルのところを点eとし（以下同じ）、e d、d a、a b、b eの四直線に囲まれた区域
ふく九五二加入区	区第九一五漁業権の漁場の区域のうち、八ト、ト水、ホa、ad、de、eb、b二、二八の八直線に囲まれた区域

香川県告示第三百十九号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六

月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 高松善通寺線(三十三号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
丸亀市土居町二丁目七七七番一〇地先から 丸亀市土居町二丁目五九二番一地先まで	前	一六・三 三二・〇	二四八 道路改修工事に伴う現道拡幅
	後	二七・〇 四二・五	

香川県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 多度津丸亀線(二百五号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
仲多度郡多度津町大字道福寺二六三番一地先から	前	一一・〇 三三・四	七八 緊急地方道路整備工事に伴う現道
	後	三三・四	

仲多度郡多度津町大字道福寺二六三番一地先まで

後

一一・〇  
五四・三

七八  
拡幅

香川県告示第三百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 西白方善通寺線(二百十七号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
仲多度郡多度津町大字山階一五六九番一地先から 仲多度郡多度津町大字山階一五九七番一地先まで	前	七・二 一一・五	七一 平成十五年香川県告示第三百六十五号で変更した区域の一部
	後	七・九 一三・二	

四 供用開始の期日 平成十七年五月十七日

香川県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月十七日から同年六月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 多度津丸亀線（二百五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市津森町三三八番地先から	一六・一	一一	平成十一年 香川県告示 第九百十九 号で変更し た区域の一 部
丸亀市中府町二丁目一三番四地先まで	一八・二		

四 供用開始の期日 平成十七年五月十七日

香川県告示第三百二十三号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 住所
  - 変更前 三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地一
  - 変更後 三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地二
- 二 氏名
  - 仁尾町
- 三 売りさばき場所
  - 変更前 三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地一
  - 変更後 三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地二

### 公 告

香川県公告第三百一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県広報誌等の配布業務 一式
  - 二 調達方法 購入等
  - 三 契約方式 随意契約
  - 四 契約日 平成十七年四月一日
  - 五 契約者の氏名及び住所 四国新聞販売株式会社 高松市紫雲町八番二〇号
  - 六 契約価格 香川県広報誌等二十四ページ一部あたり二二・五円、三十二ページ一部あたり二二・七円をもって配布単価とし、配布単価に配布世帯を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額
  - 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当
  - 八 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部 広聴広報課 広報グループ 電話番号 〇八七 八三二 三〇一九
- 香川県公告第三百二号
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年六月二十七日まで縦覧に供する。
- 平成十七年五月十七日
- 一 申請のあった年月日
- 平成十七年四月二十七日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人たんぼの家

大浜 富夫

高松市田村町字大竹一〇二九番地八

三 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちが共に暮らしやすい地域づくりと、本人の主体性を重んじ、必要な事業を行ない、障害を持つ人たちの福祉の向上に寄与することを目的とする。

香川県公告第三百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第

一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ志度 さぬき市志度二二〇九番地ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から午後九時十五分まで

変更後 午前七時四十五分から午後十時まで

4 変更年月日

平成十七年六月二日

二 届出年月日

平成十七年四月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年五月十七日（火曜日）から同年九月二十日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年九月二十日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課において当該公告の日から一週間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第三百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第六百三十一号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ空港口店 高松市木太町二区一六八二番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年五月十七日（火曜日）から同年六月十七日（金曜日）まで

香川県公告第三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十六年香川県公告第六百三十二号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マルナカ長尾店 さぬき市長尾西八三三番一ほか

三 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要

夜間営業時間を延長することにより、若者の溜まり場等になる恐れがあるので、周辺の住民等に迷惑がかからないよう管理・防犯面での対策をお願いしたい。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年五月十七日（火曜日）から同年六月十七日（金曜日）まで

香川県公告第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小豆郡土庄町土地改良区の定款の変更を平成十七年四月二十一日認可した。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、飯山町寺井土地改良区の定款の変更を平成十七年四月十八日認可した。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区から役員退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	山本 貞二	小豆郡内海町安田甲一六二番地	平成一七、三、三一
"	竹本 恵	" " " 甲一六六〇番地	" "
"	竹本 三郎	" " " 甲五二二番地	" "

香川県知事 真鍋 武 紀

種類	氏名	住 所	就任年月日
役員	山本 正輝	甲一六七四番地	"
役員	山本 健司	甲一六〇七番地	"
役員	竹本 和元	甲八八番地二	"
役員	竹本 義隆	甲一八六三番地	"
役員	山本 和志	本庄甲二五九番地	"
役員	空林 志郎	安田甲一六四九番地一	"
役員	山本金二	甲一一三番地一	"
役員	高橋 武司	甲一八七一番地二	"
役員	高橋 玄	甲四二五番地	"
二 就任した役員			
理事	山本 貞二	小豆郡内海町安田甲一六二番地	平成一七、四、一
理事	竹本 惠	甲一六六〇番地	"
理事	竹本 三郎	甲五二二番地	"
理事	山本 正輝	甲一六七四番地	"
理事	山本 健司	甲一六〇七番地	"
理事	竹本 和元	甲八八番地二	"
理事	竹本 義隆	甲一八六三番地	"
理事	山本 和志	本庄甲二五九番地	"
理事	高橋 武司	安田甲一八七一番地二	"
理事	山本金二	甲一一三番地一	"
理事	高橋 玄	甲四二五番地	"
理事	空林 志郎	甲一六四九番地一	"
香川県公告第三百九号			
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、琴南町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。			
平成十七年五月十七日			

  

種類	氏名	住 所	就任年月日
役員	一 退任した役員		
役員	湊 高春	仲多度郡琴南町川東六五六番地	平成一七、三、三一
役員	西山 秀範	甲一八七番地一	"
役員	佐野 忍	甲七〇九番地第一	"
役員	中山 康三	造田二五〇番地	"
役員	峯俊 忠孝	三九五番地	"
役員	柴田 和男	六〇〇番地	"
役員	上川 正	一五五一番地第五	"
役員	石川 恵三	一七七五番地	"
役員	川崎 浅勝	一五六一番地二	"
役員	尾崎 康博	三〇八三番地	"
役員	眞鍋 忠彦	二〇六七番地二	"
役員	宮田 靖夫	二〇五七番地	"
役員	岡田 晃	一七七五番地二	"
役員	矢敷 宜廣	川東八七九番地	"
役員	土井 佐織	造田五一〇番地	"
役員	香川 和久	二七二九番地	"
二 就任した役員			
理事	湊 高春	仲多度郡琴南町川東六五六番地	平成一七、四、一
理事	西山 秀範	甲一八七番地一	"
理事	西岡 守	甲七八八番地一	"
理事	大塚 正和	造田五三八番地	"
理事	柴田 和男	六〇〇番地	"
理事	柴田 只義	七三〇番地	"

石川 恵三	石川 國一	川崎 淺勝	尾崎 康博	眞鍋 忠彦	宮田 靖夫	岡田 晃	佐野 利昭	矢敷 宜廣	岡崎 康廣	香川 和久
丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地
一七七五番地	一八六一番地	一五六一番地	三〇八三番地	二〇六七番地	二〇五七番地	一七七五番地	川東一四八一番地	八七九番地	造田二〇四番地	二七二九番地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

香川県公告第三百十号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸龜市郡家町大池宮池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があつた。  
 平成十七年五月十七日

香川県知事 眞鍋 武 紀

湯浅 博	行成 介志	岡原 又平	草薙 政輝	砂古 英雄	高木 豊	井澤 厚子	齊藤 敬	本田 治秀
丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地
一三三六番地	三〇九七番地	二五九〇番地	二六五七番地	二六四七番地	二九九七番地	三〇七〇番地	一三九七番地	一三九七番地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一 退任した役員  
 役員の種類 氏名 住 所 退任年月日  
 理事 湯浅 博 丸龜市郡家町三三〇番地 平成一七、三、三一  
 〃 行成 介志 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 岡原 又平 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 草薙 政輝 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 砂古 英雄 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 高木 豊 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 井澤 厚子 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 齊藤 敬 丸龜市郡家町三三〇番地 〃  
 〃 本田 治秀 丸龜市郡家町三三〇番地 〃

岩倉 闔正	〃	〃	〃
二七九〇番地	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

湯浅 博	行成 介志	富士川俊夫	草薙 昇	砂古 英雄	高木 修	草薙 靖	河西 健治	本田 治秀	草薙 正美
丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地
一三三六番地	三〇九七番地	二五八六番地	二六四七番地	二六五七番地	二六四七番地	三〇六七番地	二七三七番地	二三九七番地	二九九五番地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

香川県公告第三百十一号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員の新就任について次のとおり届出があつた。  
 平成十七年五月十七日

香川県知事 眞鍋 武 紀

湯浅 博	行成 介志	多田 實
丸龜市郡家町三三〇番地	丸龜市郡家町三三〇番地	木田郡三木町大字平木五八八番地
一三三六番地	三〇九七番地	〃
〃	〃	〃

香川県公告第三百十二号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の新就任について次のとおり届出があつた。  
 平成十七年五月十七日

香川県知事 眞鍋 武 紀

香川県公告第三百十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。  
平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム保守管理業務一式
  - 二 調達方法 購入等
  - 三 契約方式 随意
  - 四 契約日 平成十七年四月一日
  - 五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号
  - 六 契約金額 五二、九二〇、〇〇〇円
  - 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当
  - 八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番十〇号 香川県出納局会計課 財務システムグループ 電話番号 〇八七 八三一 三六三五
- 香川県公告第三百十四号
- 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。
- なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。  
平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム運用管理業務一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十七年四月一日

平成十七年五月十七日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(観音寺氏家 二十五日印)

- 五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号
- 六 契約金額 三三、二〇一、〇〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当
- 八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課財務システムグループ 電話番号 〇八七 八三一 三六三五

監査委員告示

香川県監査委員告示第1号  
包括外部監査人大西俊哉が実施する監査の事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人大西俊哉との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。  
平成十七年5月17日

香川県監査委員 栗 田 隆 義

同 石 川 豊 隆

同 石 川 稔 治

同 野 田 峻 司

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
石 川 隆 義	香川県高松市錦町2丁目4番25-403号	平成17年5月17日から 平成18年3月31日まで
井 村 知 二	香川県高松市今里町2丁目12番地8	
林 聖 三	香川県高松市亀岡町11番4号	
石 井 哲 希	札幌市中央区大通西19丁目1番地328 タイアパルス大通第2-1010号	
岡 谷 裕 裕	香川県高松市築地町12番地8	